

件名	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例								
主管課	高校教育課								
根拠法令等									
<p>【改正の概要】</p> <p>義務教育等教員特別手当の額を変更することに伴う改正</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第17条の6 省略</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>15,900円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用教育職員にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3・4 省略</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">8,000円</p>									
施行日	平成23年4月1日								
<p>【その他参考事項】</p> <p>国の義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直し内容</p> <p>義務教育等教員特別手当の縮減(人材確保法による教員給与の優遇措置の縮減)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">平成20年12月まで</td> <td style="text-align: right;">3.8%</td> </tr> <tr> <td>平成21年1月から平成21年12月まで</td> <td style="text-align: right;">3.0%</td> </tr> <tr> <td>平成22年1月から平成22年12月まで</td> <td style="text-align: right;">2.2%</td> </tr> <tr> <td>平成23年1月から</td> <td style="text-align: right;"><u>1.5%</u></td> </tr> </table> <p>国庫負担金の最高限度</p> <p>1/3(義務教育費国庫負担法第2条ただし書の規定に基づき、教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令第3条)</p> <p>法令</p> <p>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)</p> <p>(校長及び教員の給与)</p> <p>第13条 <u>公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする。</u></p> <p>2 前項に規定する給与のうち地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、<u>その内容は、条例で定める。</u></p> <p>一 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中等部に勤務する校長及び教員</p> <p>二 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務する校長及び教員</p>		平成20年12月まで	3.8%	平成21年1月から平成21年12月まで	3.0%	平成22年1月から平成22年12月まで	2.2%	平成23年1月から	<u>1.5%</u>
平成20年12月まで	3.8%								
平成21年1月から平成21年12月まで	3.0%								
平成22年1月から平成22年12月まで	2.2%								
平成23年1月から	<u>1.5%</u>								